

4/25(水) 受付開始 木造住宅の耐震診断・耐震改修事業

耐震診断は「補助制度」または「派遣制度」のどちらかを選択でき、耐震改修は改修費用のうち、最大114万円を補助します。耐震診断・耐震改修は登録業者が実施する必要があります。

【対象となる木造住宅】 ①昭和56年5月31日以前に着工された1戸建て(枠組壁工法〈2×4工法など〉、丸太組構法、大臣などの特別な認定を得た工法のもの対象外) ②階数が2階以下で、延べ床面積が500平方メートル以下③次の用途の住宅▶専用住宅(共同住宅および長屋住宅は対象外)▶併用住宅(延べ床面積の過半の部分が、住宅の用途に供されているもの)
【受付期間など】 4月25日(水)～平成31年1月31日(木)までに建築指導課(市役所本館9階)へ(先着順。予算がなくなり次第終了)
※補助対象該当の有無を確認してください(事前相談を受け付けます)

【耐震診断事業(補助制度)】

対象者	対象となる住宅の所有者
対象となる耐震診断	「県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所が、「県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき実施する「耐震診断」
補助金の額	補助対象経費の3分の1+2万円、限度額4万円 ※補助対象経費の額以内

【耐震診断事業(派遣制度)】

対象者	対象となる住宅の所有者
派遣制度の概要	「県建築士会木造住宅耐震診断技術者派遣名簿」に記載された耐震診断技術者を派遣し、耐震診断を行う
住民負担の額	評価手数料の3,000円または9,720円(評価機関による)

【耐震改修等補助事業】

対象となる木造住宅	・昭和56年5月31日以前に着工された1戸建ての木造住宅で、耐震診断を実施し評価を受けた結果、補強が必要と判断された住宅 ・既存木造住宅に、明らかな法令違反がないもの
対象となる工事	耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満であり、地震に対して安全な構造となるように耐震改修工事(基礎を含む)を実施し、上部構造評点が1.0以上となる工事
対象者	対象となる住宅の所有者(登記簿などにて確認)で市税などを滞納していない人(完納証明書添付)
対象となる耐震改修工事	・「市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱」および「県木造住宅耐震改修補助マニュアル」に基づき実施する「耐震改修工事」 ・改修設計者および工事監理者は「県木造住宅耐震診断事務所」の登録を受けた建築士事務所 ・耐震改修工事業者は、「県木造住宅耐震改修事業者」の登録および建設業法第3条第1項に規定する許可(建築)を受け、リフォーム瑕疵保険に加入可能な市内に事務所を置く業者
補助金の額	・耐震改修工事費=補助対象経費の額で、限度額90万円 ・改修設計費=補助対象経費の3分の2、限度額20万円 ・工事監理費=補助対象経費の3分の2、限度額4万円 ※耐震改修工事を実施しない場合は、補助対象外

問 建築指導課 ☎948-6512 ・ FAX 934-0640

5月1日(火) 受付開始 節水型トイレ改修助成制度

節水型都市づくりの一環として、既存の水洗トイレを節水型トイレに改修した人に助成金を交付します。

※申請はトイレ改修後の1回ですが、改修工事前のトイレ全体設置写真が必要です。今年度分の申請は、4月1日以降の工事契約・着工分が対象です

【対象者】 トイレ改修をする住宅を市内に所有し、そこに居住している(住民登録がある)▶市税の滞納がない▶暴力団員でない

【対象住宅】 申請者本人が所有し、居住する住宅(借家は対象外)
※分譲型マンションなどは申請者居住専用部分。店舗や事務所との併用住宅は居住専用部分(2分の1以上が居住部分)

【対象工事】 既存の水洗トイレから節水型(洗浄水量が6.5ℓ以下)トイレへの改修工事▶改修前と改修後で洗浄水量が1ℓ以上減少する工事▶平成30年4月1日以降に契約・着工した工事

※対象工事が同じ場合、市などが実施する他の補助事業との重複申請はできません

【助成金額】

トイレ改修台数	洗浄水量	助成金額
1台のみ改修	4ℓを超える～6.5ℓ以下	1万5,000円
	4ℓ以下	2万5,000円
2台以上の改修	各台6.5ℓ以下ならば水量・台数にかかわらず	3万円

※同一住宅での申請は年度1回限り

わが家のリフォーム応援事業

先着方式から抽選方式へ変更します
(事前申請期間内に申し込みの人は、全て抽選の対象となります)

最大100万円の補助

- 長寿命省エネタイプ
- バリアフリータイプ
- 安全・安心タイプ
- 子育て応援タイプ

A. 基本工事(4つのタイプ)

+

B. 加算工事(住環境向上)

対象工事費(A+B)の10%補助(上限30万円)

- 移住者利用加算(30万円)
- リノベーション加算(10万円)
- 三世帯同居・近居、多子世帯加算(30万円)

補助金額
【基本】対象工事費(税抜き)の10%(上限額30万円。1000円未満は切り捨て)
【加算】①平成28年4月1日以降に市外から移住してきた人が対象工事を行った場合、30万円②平成30年1月1日以降に中古住宅を購入した人が対象工事を行った場合、10万円③新たに3世代が同居もしくは近居する人または同居者が18歳未満が3人以上いる人が対象工事を行った場合、30万円

施工業者説明会
日時 4月26日(木)10時～、14時～
会場 市総合福祉センター(若草町)1階大会議室
問 住宅課 ☎948-6349
FAX 934-1807

対象者
次の全てを満たす人▶市内に在りまたは居住予定で市内に住宅を所有▶市税を滞納していない▶暴力団員でないなど
対象住宅
市内にある、建築基準法などの法令に違反していない登記済みの住宅で次のいずれかに該当▶申請者本人が所有し、居住または実績報告までに居住予定の住宅(借家は対象外)▶分譲型集合住宅の居住専用

対象工事
部分など
補助金交付決定から原則として4カ月以内に工事を完了し、年度末までに実績報告ができる次の工事
【長寿命・省エネタイプ】建物の劣化を防ぐ目的の外壁や屋根などの工事または省エネ基準(平成25年度)相当を満たす改修工事で、工事費が50万円以上
【バリアフリータイプ】市が規

定するバリアフリー工事で、工事費が50万円以上
【安全・安心タイプ】「市木造住宅耐震改修等補助事業」に該当する工事に併せて行う工事で、工事費が50万円以上
【子育て応援タイプ】同居者に18歳未満または妊婦がいる世帯が行う工事で、工事費が50万円以上

※補助金額が工事費の2分の1を超えるときは、工事費の2分の1が上限
申し込み
■第1期(募集枠1億円分)
事前申請 5月10日(木)～25日(金)
抽選 5月30日(水)▶本申請 6月1日(金)～8月30日(木)
■第2期(募集枠5000万円分)
事前申請 9月12日(水)～21日(金)
抽選 9月25日(火)▶本申請 10月1日(月)～12月21日(金)
直接、申請書(住宅課へ市役所本館7階)、支所、市ホームページ(あり)を住宅課へ

【工事依頼できる施工業者】 市内に事業所などがある個人または法人の水道の工事業業者やリフォーム事業者

【必要書類】 助成金交付申請書(請求書)▶住民票の写し(3カ月以内に発行の原本)▶平成30年度固定資産税納税通知書(原本)など住宅の所有確認書類▶完納証明書(3カ月以内に発行の原本)▶節水型トイレのカタログのコピー▶節水型トイレ改修証明書(施工業者記入)▶写真【①改修前トイレ設置写真(平成30年4月契約・着工分で、改修前の写真が提出できない場合は、「既存トイレの設置に関する誓約書」を提出してください)②改修後トイレ設置写真③改修後の便器の品番などラベル部写真]▶領収書(施工業者発行の原本)▶助成制度利用者アンケート

※その他書類が必要な場合あり。平成30年度固定資産税納税通知書、領収書(施工業者発行)の原本は、コピー後返却します

【申し込み】 5月1日(火)～平成31年3月29日(金)または予算終了まで。直接、水資源対策課(市役所本館5階)へ(支所や郵送での受け付けは不可)▶申請書は水資源対策課、支所、市民サービスセンター、市ホームページ(あり)。詳細は市ホームページを確認

※予算終了の場合、翌年度予算が成立すれば、工事完了日から1年以内の改修工事は翌年度に申請可能

【施工業者説明会】
日時 4月26日(木)10時～、14時～
※「わが家のリフォーム応援事業」の施工業者説明会と同時開催
会場 市総合福祉センター(若草町)1階大会議室

問 水資源対策課 ☎948-6948 ・ FAX 934-1886